

老振発第 0331001 号
老老発第 0331002 号
平成 16 年 3 月 31 日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課



厚生労働省老健局老人保健課長



「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の
一部改正について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」（昭和 61 年政令第 95 号。以下「派遣法施行令」という。）が、平成 15 年 12 月 25 日に改正され、これまで労働者派遣事業を行ってはならないとされていた病院等における医療関連業務について、紹介予定派遣の場合のみ労働者派遣を行うことが可能となり、平成 16 年 3 月 1 日から施行されたところであるが、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）についても、下記のとおりその一部を改正し、平成 16 年 3 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、派遣法施行令の一部改正の施行については、別途「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正の施行について」（平成 16 年 3 月 31 日医政発第 0331010 号・職発第 0331012 号・老発第 0331008 号厚生労働省医政局長・職業安定局長・老健局長通知）が発出されているので、参照されたい。

記

- 1 第 5 の 3 の（8）の②中「派遣労働者であってはならない」を「派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならない」に改める。
- 2 第 6 の 3 の（5）の②中「派遣労働者であってはならない」を「派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならない」に改める。

(参考)

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

	改 正 後	現 行
第5 訪問看護		第5 訪問看護
3 運営に関する基準	<p>(8) 準用</p> <p>基準第74条の規定により、基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第38条まで及び第52条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)、(2)、(4)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(25)まで並びに第4の3の(4)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 準用される基準第30条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならないものであること。</p>	<p>(8) 準用</p> <p>基準第74条の規定により、基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第38条まで及び第52条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)、(2)、(4)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(25)まで並びに第4の3の(4)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 準用される基準第30条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する派遣労働者であってはならないものであること。</p>

第6 訪問リハビリテーション

3 運営に関する基準

(5) 準用

基準第83条の規定により、基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条、第64条及び第65条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(25)まで、第4の3の(4)並びに第5の3の(2)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。

① (略)

② 準用される基準第三十条については、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士及び作業療法士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士及び作業療法士については、労働者派遣法（紹介予定派遣に係る者を除く。）に規定する派遣労働者であってはならないものであること。

第6 訪問リハビリテーション

3 運営に関する基準

(5) 準用

基準第83条の規定により、基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条、第64条及び第65条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(25)まで、第4の3の(4)並びに第5の3の(2)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。

① (略)

② 準用される基準第三十条については、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士及び作業療法士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士及び作業療法士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならないものであること。